

石綿障害予防規則の一部改正について

1 趣旨

石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。)は、旧特定化学物質等障害予防規則に規定されていた石綿の製造及び取扱い作業に係る諸規制を引き継ぐとともに、建築物の解体における労働者のばく露防止措置を追加・充実させて平成 17 年に制定された。

制定当時より、すべての石綿取扱い作業に関し、作業主任者の選任、保護具の備え付け等の義務を課すとともに、石綿等の切断等の一定の作業については、湿潤化及び保護具の着用等の義務を課していたものである。

また、平成 21 年の石綿則の改正に際しての検討^注において、船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)の解体についても、建築物の解体と同様の措置の必要性について議論となった。しかし、船舶の解体については、国内の実施件数が極めて少なかったこと、また、当時、国際標準化機構(ISO)において船舶の解体等における石綿ばく露防止対策の規格化の検討が開始されていたことから、吹付け石綿除去作業等に係る隔離、電動ファン付き呼吸用保護具の使用等については ISO の結論を待つこととし、船舶については、建築物の解体等の作業において最低限必要とされる事前調査・作業計画・特別教育について義務化したところである。

平成 22 年 12 月に ISO における基準が ISO30007 として定められたことを踏まえ、石綿則への反映が必要となるとともに、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、津波により陸上に打ち上げられた船舶の解体が行われる事態となった。このため、当該作業に従事する労働者の適切な石綿ばく露防止の充実を図るため、早急に石綿則の改正を行うものである。

注：平成 20 年に検討。

2 改正の内容

建築物解体と同等の措置を、船舶の解体についても求めるものである。具体的には次のとおり。

(1) 石綿等を除去する際の隔離等(第 6 条)

壁等に石綿等が吹き付けられた船舶の解体等の作業を行う際に、当該石綿等を除去するに当たり、それ以外の作業を行う作業場所から隔離、集じん・排気装置の設置、負圧化、前室設置等の措置を行うこと。

(2) 石綿等を除去する際の電動ファン付き呼吸用保護具等の使用(第 14 条)

船舶内において、(1)により隔離を行った作業場所で、吹き付けられた

石綿等を除去するに当たり、労働者に電動ファン付き呼吸用保護具、又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等を使用させること。

(3) その他

ア 石綿等を除去する際のあらかじめの届出（第5条）

石綿等が使用されている船舶の解体等の作業を行う際に、石綿等を除去するに当たり、労働基準監督署長にあらかじめ届け出ること。

イ 石綿等を切断しない場合の作業員以外の立入禁止等（第7条）

石綿等が使用されている船舶の解体等の作業を行う場合であって、石綿等を切断等しない場合に、作業を行う労働者以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を掲示すること。

ウ 吹付け石綿が損傷等している場合の除去等管理（第10条）

石綿等が吹き付けられた船舶において、損傷・劣化等により就業する労働者が石綿等にばく露するおそれがある場合、除去、封じ込め等を行うこと。また、労働者が臨時に就業する場合には呼吸用保護具等を使用させなければならないこと。

3 施行期日等

(1) 公布日

平成23年7月1日

(2) 施行日

平成23年8月1日